令和９年度　育成料減免申請書

（兄弟減免については、本紙の提出は必要ありません）

年　　月　　日提出

西宮市長　様

〒

フリガナ　　住所

保護者名　　電話　（　　）　　－

リッツニュートンスクールの育成料について、下記のとおり減免を申請します。

フリガナ		学年［令和９年度］	施設名
児童名		年	リッツニュートンスクール
延長利用（17～19 時）を申請していますか **□　はい　　□　いいえ**			

育成料減免額の決定方法について

※【令和８年１月１日時点で西宮市内にお住まいの方】

育成料減免申請書の提出をもって育成センター課にて計算いたします。課税証明書は不要です。

【令和８年１月１日時点で西宮市外（国内）にお住まいの方】

育成料減免申請書及び上記時点で住民登録をされていた自治体の令和 7 年度課税証明書の提出をもって育成センター課にて計算いたします。（課税証明書の提出がないと育成料減免基礎額の計算ができず、満額となります）。

【令和８年１月１日時点で西宮市外（国外）にお住まいの方】

海外所得に係る証明書兼申立書の提出をもって育成センター課にて計算いたします。

世帯の所得区分	育成料	延長加算
生活保護世帯又は **令和８年度「育成料減免基礎額」**が 0 円の世帯で母子・父子世帯	0 円	0 円
令和８年度「育成料減免基礎額」が 0 円の世帯	2,000 円	3,000 円
令和８年度「育成料減免基礎額」が 6 万円未満（0 円を除く）の世帯	4,100 円	3,000 円
令和８年度「育成料減免基礎額」が 6 万円以上 12 万円未満の世帯	6,100 円	3,000 円

≪　「育成料減免基礎額」の計算方法　≫

令和８年度　市民税所得割の額（※）－（Ａ×330,000＋Ｂ×120,000）×　６％

Ａ：年少扶養控除対象者の人数　　Ｂ：特定扶養控除上乗せ分対象者の人数

※「給与所得等に係る市・県民税　特別徴収税額の決定通知書」または「課税証明書」で確認できます。

「源泉徴収票」ではありません。

※定額減税後の所得割額で計算します。

年少扶養親族：2010 年 1 月 2 日～2025 年 12 月 31 日生まれ

特定扶養控除上乗せ分：2007 年 1 月 2 日～2010 年 1 月　1 日生まれ

上記の「特定扶養控除上乗せ分」に該当する親族を扶養されていた場合（別居も含む）は、減免申請書の扶養親族記入欄に対象者の名前、生年月日を記入してください。記入が無い場合は、正しく計算できないため、育成料の減免ができない（又は本来の額より高い金額となる）場合があります。

■「育成料減免基礎額」について

西宮市では市民税の所得割の額から育成料減免額を決定しておりましたが、2010 年度の税制改正において下記の扶養控除が廃止され、19 歳未満の親族を扶養されている方の市民税の所得割の額が高くなることとなりました。この税制改正によって利用者にかかる負担が大きくなることのないよう、上記の「育成料減免基礎額」から育成料減免額を決定することとしております。

（参考　2010 年度税制改正により廃止になった扶養控除額）

・年少扶養控除　：　16 歳未満(0～15 歳)　　の扶養親族 1 人あたり　330,000 円
・特定扶養控除上乗せ分　：　16～18 歳　　の扶養親族 1 人あたり　120,000 円

※お問合せ・提出は西宮市・育成センター課（℡：0798-35-3206）へお願いします。